

公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金役員及び評議員等の報酬並びに旅費に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（以下「本基金」という。） 定款第16条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本基金を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 本基金の役員等は、無報酬とする。

(費用)

第4条 本基金の役員等及び職員の交通費、旅費は、滋賀県職員の例によるものとする。

(公表)

第5条 本基金は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金の設立の登記の日から施行する。
この規程は、平成27年2月6日から施行する。